

論点及び関連する主な意見

3 重篤な労働災害繰り返す企業の改善方策

(10月29日の分科会で示された議論のとりまとめの方向性(公益委員案))

- 法令等に違反し、一定期間内に、同じような重篤な労働災害を複数の事業場で繰り返して発生させた事業者に対して、企業全体で改善を図らせるための計画を作成するよう国が指示することができる方向で考える(事業者が計画の作成指示に従わない場合等、改善が見込まれない場合は、例えば企業名を公表することなども検討)。

(議論の状況)

- 具体的な基準(対象範囲等)について議論を深めることとなった。

(基準に関する主な意見)

労働者側委員	使用者側委員	公益委員
<p>(10/29までの分科会での意見)</p> <p>① 死亡災害だけでなく、過重労働による脳・心臓疾患、精神障害も対象とすべき。</p> <p>(11/12の分科会での意見)</p> <p>② 「法令違反」の対象について、労働災害の原因となる法令は安衛法令にとどまらず、労基法の違反も対象とすべき。12次防ではメンタルヘルスだけでなく、過重労働も重点対策としている。</p>	<p>(11/12の分科会での意見)</p> <p>① 「同一企業内」の定義を明確にして欲しい。</p> <p>② 企業単位での取組を行っていない企業もあるので、そのような企業にどう取り組ませるかという方策も考えるべき。</p>	<p>(11/12の分科会での意見)</p> <p>○ 「法令違反」の対象について、労基法は、健康規制の側面もあるが基本的には趣旨が異なり、時間外基準は、ワーク・ライフ・バランスや国際競争の公平性の観点から定めている。また、メンタルヘルスは作業</p>

- ③ 「法令違反」の対象について、免罰効果のある36協定を出さない企業までをも対象から外すのはいかなものか。
- ④ 「同様な」災害の範囲について、例えば、同じ種類の機械の整備不良による火災と感電がそれぞれ起きても対象とならないのは、厳格に過ぎる。事故の型が同一であることまでは求めず、起因物に着目して、「同様」か否かを判断すべき。

関連疾患であり、労働時間だけでなく、総合的な対策が必要。基準法を対象とするか否かは、なお議論があり、実施状況も見ながら、というのが現実的ではないか。そのため、まずは安全衛生法令を対象とするのではないか。